

# 長野県大学職場一般吹奏楽連盟吹奏楽コンクール自由演奏部門実施・審査規定

制定 (平成 22 年 5 月 27 日)

(平成 23 年 5 月 28 日)

最終改定 (令和 3 年 10 月 24 日)

## [1] 総則

1. この規定は長野県吹奏楽連盟が主催する長野県吹奏楽コンクール（以下、「コンクール県大会」という。）の部門のうち長野県大学職場一般吹奏楽連盟（以下、「当連盟」という。）が主管する「大学職場一般 自由演奏の部」（以下、「本部門」という。）の実施及び審査に関して必要な事項を定めたものである。
2. 本部門は当連盟の正会員の団体または長野県内を活動拠点とする非正会員の団体で参加要件を満たす団体が応募して参加し、毎年 7 月ないし 8 月に実施する。
3. 実施会場及び日時は当連盟理事会（以下、「理事会」という。）がこれを定める。

## [2] 人員

1. 本部門の参加人員は次のとおりとする。なお、指揮者はこの人員には含まれない。  
9 名以上

## [3] 参加資格

1. 本部門における団体の参加資格要件は次のとおりとする。
  - ① 団体が長野県大学職場一般吹奏楽連盟の会員であること。
  - ② 上記①以外の長野県内を活動の拠点とする団体で、過去に本部門への出場経歴が一度もないこと。
  - ③ 長野県内を活動の拠点とする長野県大学職場一般吹奏楽連盟の非会員の団体で過去に本部門へ出場経歴を有する団体にあつては、参加申し込み締め切り日時までに長野県大学職場一般吹奏楽連盟への入会手続きが完了していること。
  - ④ 複数の団体の合同編成による参加の場合は、合同編成を構成する全ての団体が上記①から③までの要件を満たしていること。
2. 演奏者の資格は特に制限しない。また、同一奏者が本部門の他の団体もしくは合同編成に重複して出場すること、及び全日本吹奏楽コンクールの予選に出場する他の団体に重複して出場することは問わないものとする。
3. 指揮者の資格は特に制限しない。指揮者不在の演奏も可とする。

## [4] 参加形態

1. 本部門への参加形態は次のとおりとする。
  - ① [3] 1 の参加資格要件を満たす団体の単独編成による参加。
  - ② [3] 1 の参加資格要件を満たす複数団体の合同編成による参加。

## [5] 演奏

1. 参加申込書の記載事項を変更しての演奏は認めない。
2. 参加団体は自由曲として任意の 1 曲を演奏して審査を受けるものとする。
3. 自由曲について次のとおりとする。
  - ① 組曲も 1 曲とみなす。
  - ② 自由曲の編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認める。
  - ③ その年度ごとに全日本吹奏楽連盟で指定する課題曲を自由曲として演奏することはできない。
  - ④ 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで大会に参加することは認めない。  
(注) 1.. 作曲者の死後およそ 70 年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。ただし、平成 30 年の著作権法改正以前に保護期間を終えているものは遡及されることはない。
2. 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版

社)が行っている。

4. 演奏時間について次のとおりとする。
  - ① 演奏時間は7分以内とする。
  - ② 規定の演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
5. 演奏順について次のとおりとする。
  - ① 部門演奏順序及び出演順序は理事会が決定する。
  - ② 出演順決定後はやむを得ないものと認められる場合を除き出演順を変更しない。
6. ステージへの機材持ち込みについて次のとおりとする。
  - ① ステージにハーブやコントラバス等の台・反響板を持ち込むことはできない。
  - ② サイレントベース（コントラバスにマイクをつけたもの）、オルガン、ハーブシコード、アコーディオン、電子楽器を使用することはできない。

## [6] 審査

1. 審査の実施及び審査員の選出は次のとおりとする。
  - ① 審査は審査員5名からなる審査委員会が行う。
  - ② 審査員は音楽に関する専門家、有識者の中から選出し、当連盟理事長（以下、「理事長」という。）が委嘱する。
  - ③ 審査委員会の互選により審査委員長を選出し、審査委員長が審査委員会を統括する。
2. 審査員は次の観点により審査を行う。

A 音と音質	音色、音のコントロール、音のブレンド
B イントネーション	音程、フレージング
C テクニック	アインザッツ、リズム、発音、正確さ、個々の技術
D バランス	主旋律、対旋律、伴奏、ハーモニー、音量
E 楽曲解釈	テンポ、ダイナミックス、感銘度、きめの細かさ、奏者の理解度
3. 審査の評価は次のとおりとする。
  - ① 審査は「技術」及び「芸術」についての段階評価によるものとし、各審査員が「技術」1～10、「芸術」1～10の各10段階で評価を行う。
  - ② 審査員は[6]2.に規定する審査の観点を踏まえて各団体並びに合同編成の演奏について独自の基準で評価するものとし、その結果を審査カードに記入する。併せて各団体並びに合同編成の審査講評を審査カードに記述する。
4. 審査結果の処理は理事長が指名した者が行う。
5. 審査員が評価した「技術」「芸術」の段階評価は、審査員1名につき20点、審査委員会として100点を上限とする「評定点」として集計し、団体並びに合同編成ごとに以下の基準により「金賞」、「銀賞」、「銅賞」の賞を付与する。

金賞	80点以上
銀賞	50点以上79点以下
銅賞	49点以下
6. [6]5.の規定により付与した賞は審査委員会の了承により決定し、理事長が授与する。
7. [5]4.②の規定により失格となった団体並びに合同編成には努力賞を授与する。

## [7] 規定違反に対する処分

1. 出場団体に[3]1.又は[5]1.の規定に違反する事実が認められた場合は、当該団体について参加停止とする。また、後日これらが明らかになった場合は審査結果を無効とするとともに、授与した賞を剥奪する。
2. [4]1.②による参加の場合、合同編成を構成する団体のいずれかの団体に[3]1.又は[5]1.の規定に違反する事実が認められた場合についても前1項と同様とする。
3. 団体または合同編成の演奏に[5]3.又は[5]6.の規定に違反する事実が認められた場合は失格として審査の対象としない。また、後日これらが明らかになった場合は審査結果を無効とするともに、失格として授与した賞を剥奪する。

## [8] 表彰

1. 表彰は授与する賞の公表及び賞状の授与によって行う。
2. 各団体並びに各合同編成に授与する賞は表彰式で発表する。
3. 審査カードは各団体並びに各合同編成への引き渡しにより公表し、各団体並びに各合同編成が得た「評定点」及び受賞した「賞」は表彰式終了後に掲示等により公開する。なお、審査員氏名は公表する。
4. 本部門に係る上部大会はない。

[9] その他

1. コンクール県大会本部門の参加に要する費用は参加団体の負担とする。
2. コンクール県大会本部門の運営方法は理事会が定める。
3. コンクール県大会本部門開催当日に不測の事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。
  - ① 審査及び表彰に関する不測の事態  
理事長又は理事長が指名した者が審査委員会の意見を聴取して対応をとりまとめ、その指示に従うものとする。なお、理事長に事故ある場合は副理事長がその任務を代行する。
  - ② 運営に関する不測の事態  
理事長又は理事長が指名した者が対応をとりまとめ、その指示に従うものとする。なお、理事長に事故ある場合は副理事長がその任務を代行する。
4. この規定に定められていないコンクール県大会本部門実施上の細目については理事会がその都度定める。